

## 第5章 生活排水処理計画(基本方針編)

### 5-1 生活排水対策の実施の推進に関する基本的方針

#### 5-1-1 計画の方向性

霞ヶ浦の排出負荷のうち、生活排水が占める割合はCODにおいては約23%、りんにおいては約49%を占めており、水質浄化を進めるには生活排水対策が不可欠です。このため、生活排水処理施設である、公共下水道施設の整備及び接続促進、農業集落排水処理施設への接続促進、高度処理型浄化槽の設置促進を基本とし、啓発活動に重点を置き生活排水対策を推進します。

生活排水処理施設の整備については、以下の①から③を原則とします。

- ①市街地、人口の密集地域においては「公共下水道」により整備します。
- ②農村部の集落については「農業集落排水処理施設」により整備します。
- ③人口の密集していない地域については「高度処理型浄化槽」により整備します。

また、啓発活動については、生活排水対策を効果的に推進するために市民の意識の醸成と高揚が必要であることから、次世代育成に向けた環境教育・環境学習の充実化を図り、市民との協働による生活排水対策を推進します。

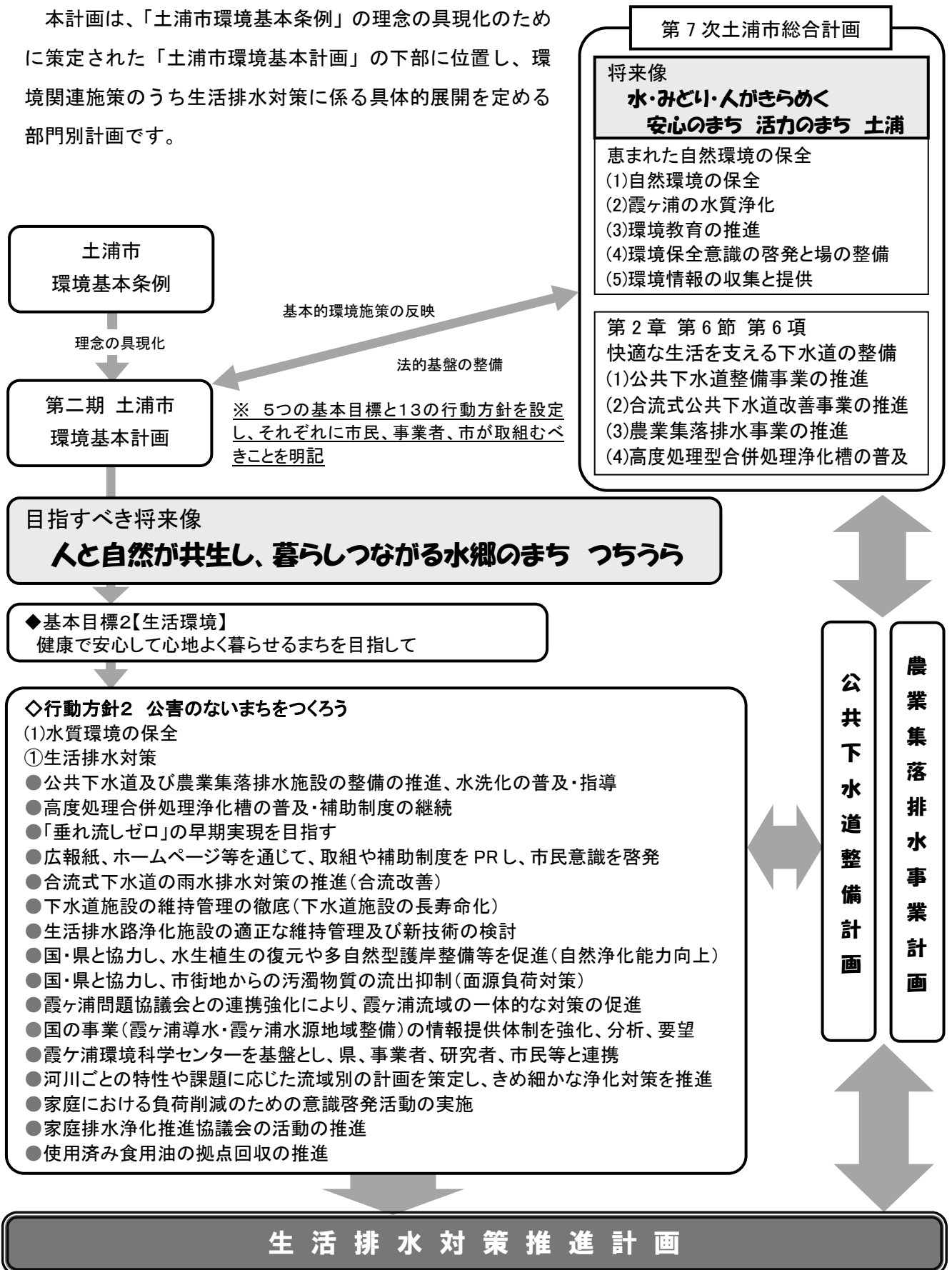
#### 5-1-2 計画の目標年次

本計画における目標を達成する年次は、「第7次土浦市総合計画」、「第二期土浦市環境基本計画」、「公共下水道整備計画」、「農業集落排水事業計画」、「土浦市循環型社会形成推進地域計画」等の市の諸計画とともに、県による「霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画(第6期)」、「茨城県生活排水ベストラン」等の計画などを総合的に勘案し、当初の計画期間どおり10年間とし、最終年度は平成29年度とします。

なお、平成29年度の環境全般及び水環境における状況の変化及び目標の達成状況を踏まえ、平成30年度に新たな計画を策定するものとします。

### 5-1-3 計画の位置づけ

本計画は、「土浦市環境基本条例」の理念の具現化のために策定された「土浦市環境基本計画」の下部に位置し、環境関連施策のうち生活排水対策に係る具体的展開を定める部門別計画です。



## 5-2 計画の目標

### 5-2-1 計画の目標

公共用水域の水質は、土浦市域だけで解決し得ない課題及び生活排水以外の排出負荷要因も多分にありますが、生活排水対策を進めるうえでの目標は、霞ヶ浦、各河川の水質として表5-1、5-2に示すとおりとします。

霞ヶ浦の水質については、市が土浦入りの沿岸部で測定している採水地点についての水質目標値は、「霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画（第6期）」で掲げた目標値とします。

河川の水質については、土浦市域で測定している採水定点での水質目標値は、環境基準とします。

なお、平成24年度実績で既に目標を達成している河川については、目標達成を維持するものとします。

表5-1 霞ヶ浦(市内)における目標水質(COD mg/ℓ)

採水地点		平成19年度実績	平成24年度実績	平成29年度目標
大岩田	COD	8.5	8.5	7.3
	ちっ素	1.3	1.5	1.1
	りん	0.10	0.13	0.088
川口二丁目	COD	7.9	10.5	7.3
	ちっ素	1.0	2.7	1.1
	りん	0.11	0.18	0.088
沖宿町	COD	9.4	8.6	7.3
	ちっ素	1.0	1.1	1.1
	りん	0.13	0.13	0.088

(霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画(第6期)、H27年西浦水質目標:COD7.3 mg/ℓ、ちっ素 1.1 mg/ℓ、りん 0.088 mg/ℓ)

表5-2 河川(市内)における目標水質(BOD mg/ℓ)

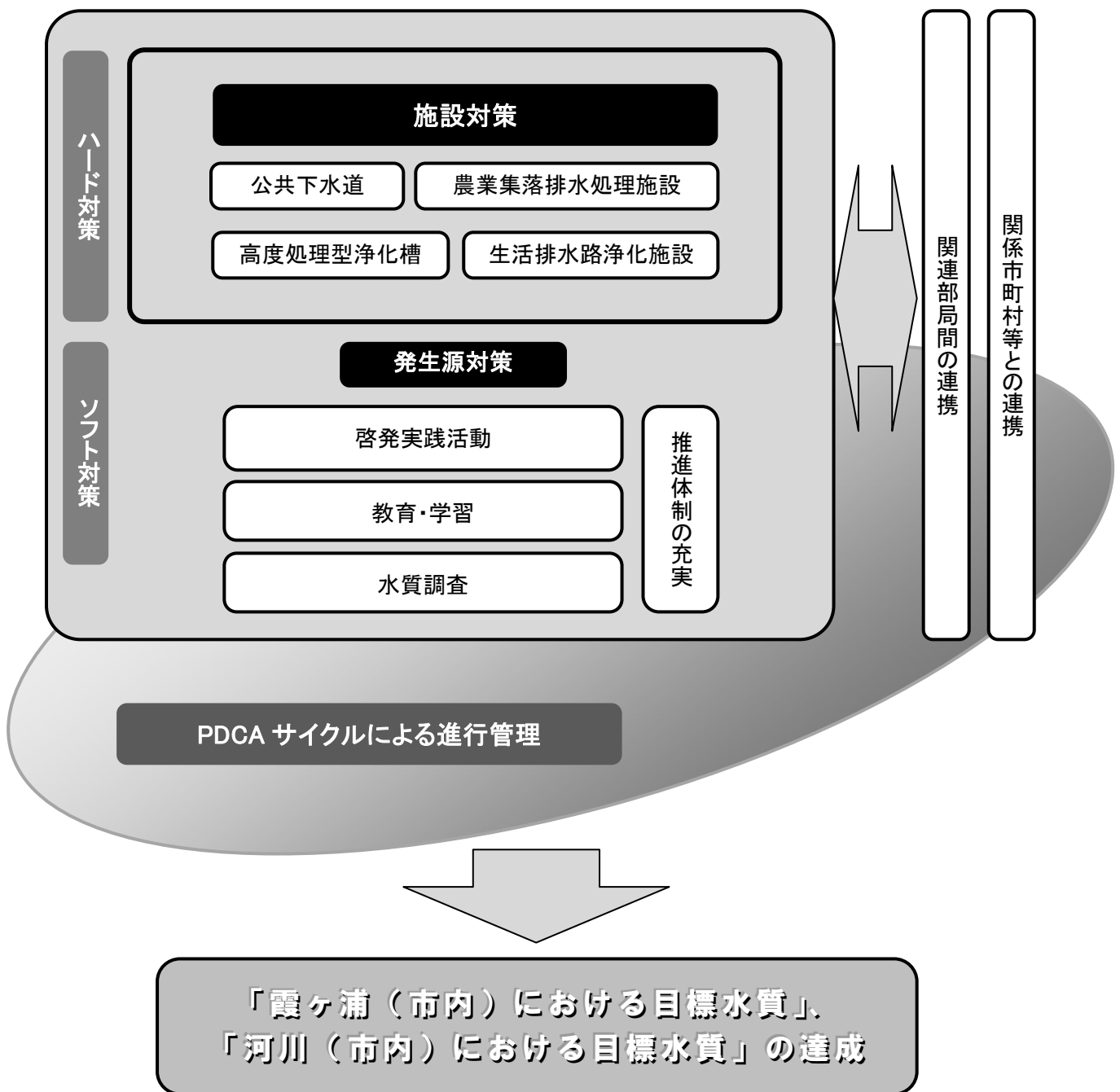
河川(地点)	平成19年度実績	平成24年度実績	平成29年度目標
天ノ川(桜橋)	2.2	0.9	2.0以下
境川(境橋)	2.8	2.7	2.0以下
一の瀬川(5号橋)	2.6	1.5	2.0以下
桜川(銭亀橋)	2.6	2.2	2.0以下
新川(神天橋)	3.9	6.3	2.0以下
備前川(備前川橋)	3.3	3.1	2.0以下
花室川(親和橋)	2.5	3.2	2.0以下
乙戸川(桐の木橋)	5.0	2.9	2.0以下

(A類型環境基準:BOD 2 mg/ℓ以下)

### 5-2-2 計画体系の概念図

本計画の体系を概念図として示すと以下のとおりとなります。

施設における対策（公共下水道、農業集落排水処理施設、高度処理型浄化槽、生活排水路浄化施設）をベースとし、そこに発生源における対策（啓発、教育・学習、現況把握）を合わせて推進していく事により、目標達成を目指します。さらに、これらの対策の実施のために、各部署、他市町村との連携を図るとともに、対策の実施状況について毎年 PDCA サイクルによる進行管理を行い、目標年度に目標の達成に結び付けていくこととします。



## 第6章 生活排水処理計画(施設対策編)

### 6-1 施設整備等による負荷量削減目標

公共下水道整備、農業集落排水処理施設整備及び高度処理型浄化槽設置を計画どおり推進した場合の土浦市民から発生する排出負荷量と市民一人あたりの排出負荷原単位の削減目標は、表6-1に示すようになります。具体的には、公共下水道については整備計画が予定どおり進展し、計画に示された処理人口を達成した場合、農業集落排水処理施設については、人口減少地域もあるものの、各処理地区で年間3戸の接続増を達成した場合、高度処理型浄化槽については最近5年間と同水準で設置(内年間1基がちっ素・りん除去型)された場合とします。

表6-1 1日当たりの生活系排水負荷量及び1日一人あたりの排出負荷原単位の削減目標

項目		平成19年度 (計画策定時)	平成24年度 (現況)	平成29年度 (目標)
BOD	排出負荷量(kg/日)	604	484 (△20%)	368 (△39%)
	原単位(g/日・人)	4.13	3.32 (△20%)	2.54 (△38%)
COD	排出負荷量(kg/日)	485	433 (△11%)	382 (△21%)
	原単位(g/日・人)	3.31	2.97 (△10%)	2.63 (△20%)
ちっ素	排出負荷量(kg/日)	301	284 (△5%)	267 (△11%)
	原単位(g/日・人)	2.06	1.95 (△5%)	1.84 (△10%)
りん	排出負荷量(kg/日)	22.3	20.6 (△8%)	17.8 (△20%)
	原単位(g/日・人)	0.153	0.141 (△7%)	0.123 (△19%)

※ちっ素及びりんは、霞ヶ浦の富栄養化の大きな要因であることから、これを削減することが求められている。

※排出負荷量は、人口の増減にも左右されることから、市民一人あたりの排出負荷量を目標値にすることにより、適正な生活排水処理の推進状況を把握できる。

### 6-2 生活排水処理施設

市では、これまで公共下水道及び農業集落排水処理施設の整備推進と高度処理型浄化槽の設置促進を基調とした生活排水対策を進めてきました。

しかし、都市化の進展に伴い、住民の生活様式や意識の変化が顕著であるとともに、河川や霞ヶ浦の水質は依然として環境基準を達成していない現状を踏まえ、より効果的・効率的な生活排水対策の推進が求められています。

したがって、これまで以上の公共下水道整備はもとより、地域特性に応じた多様な生活排水処理対策が必要であるとともに、高度処理型浄化槽のなお一層の普及促進を進め、県が掲げる「垂れ流しゼロ」の早期実現に向けた質の高い生活排水処理を図る必要があります。

### 6-2-1 公共下水道

公共下水道整備計画は、表6-2に示すとおりであり、投資額を勘案しながら計画的な事業の推進を図ります。

また、水洗化の促進方策として、公共下水道普及の実質効果を高めるため、接続率100%を目指し、下水道接続補助制度の活用を図るとともに、戸別訪問等を行い積極的なPRや啓発あるいは必要に応じて指導等を実施していくこととします。

表6-2 公共下水道整備計画

年度	処理面積(ha)	整備人口(人)	処理人口(人)	水洗化率
平成25年度	3,628	126,970	117,621	92.6%
平成29年度	3,832	127,950	120,627	94.3%

(資料:下水道課)

### 6-2-2 農業集落排水処理施設

農業集落排水処理施設整備計画は、表6-3に示すとおりです。

普及促進としては、定期的な戸別訪問を実施し、PRや啓発を行います。

表6-3 農業集落排水処理施設整備計画

地区	高岡	西部	沢辺	北部	東部	西根
計画人口(人)	940	780	850	950	1,770	690
日平均汚水量(m <sup>3</sup> )	254	211	230	257	478	186

※計画人口及び日平均汚水量については、同計画策定時の目標値である。(資料:農村整備課)

### 6-2-3 高度処理型浄化槽

公共下水道認可区域以外及び農業集落排水処理施設整備計画区域外の地域においては、ちっ素・りんを除去することができる高度処理型浄化槽の設置を促進します。

特に、「茨城県霞ヶ浦水質保全条例」では霞ヶ浦流域では、浄化槽を設置する場合には高度処理型浄化槽とすることが義務付けられていることから、補助制度の活用を図るとともに、条例の遵守はもとより、汲み取りや単独処理浄化槽からの転換を促進します。

### 6-2-4 生活排水路浄化施設

現在稼働中の虫掛地区及び沖宿地区にある生活排水路浄化施設については、施設の適正管理と効率的運用を図っていくとともに、特性や機能、成果などの情報を積極的に発信し、さらには環境学習に活用するなど、住民の理解と協力を得る施策を展開していきます。

また、両地区ともに下水道の供用が開始されているため、浄化対象の生活排水路の水質の動向や地域特性を考慮し、浄化施設の必要性や新たな機能の追加の検討を行うこととします。

## 第7章 生活排水処理計画(発生源対策編)

### 7-1 発生源対策の基本方針

家庭での生活雑排水の発生場所である台所、風呂、洗濯などの対策として、表7-1に示すものを基本とし、さらには手軽でより効果的な方策を研究・普及に努めていくことで、生活雑排水からの排出負荷量の低減を図るものとします。

また、現在実施している家庭から出る廃食用油の回収事業は、排出負荷削減や可燃ごみの減量化に寄与するとともに、回収した廃食用油の有効利用（BDF等）を図ることで、循環型社会の形成に資することから、継続して実施するとともに、実施町内、拠点を拡大していきます。

さらには、大雨等による家庭からの公共用水域への汚濁物流入を低減させるために、水質汚濁につながる家庭内排出物としての家庭菜園用の肥料・農薬の適正使用と降雨後にごみが流出しないような環境保全の取組を図ることとします。

表7-1 家庭における発生源対策

項 目		対策の内容
台所対策	調理くず処理	①細目ストレーナー・三角コーナー、ネットなどにより調理くずを流さない工夫をする。 ②食器の汚れは紙等で拭いてから洗う。 ③米のとぎ汁は庭木などに散水する。
	廃食用油	①不要紙等で吸い取りごみとして出す。 ②廃油回収に協力する。 ③使い切る工夫をする。
風呂対策	シャンプーやリンス	①適量使用に心がける。 ②残り湯は洗濯等に利用する。
洗剤対策	洗剤の種類と量	①生分解性の高い洗剤を使用する。 ②計量スプーン等で適量を使用し、使用量の削減を図る。 ③台所でのアクリルタワシ使用により、洗剤を使わない洗浄を実践する。
その他	浄化槽管理	保守点検・清掃・法定検査を必ず行う。
	ディスポージャー*	ディスポージャーを設置する場合は、処理装置があるものとする。
	水路等の清掃	①地域ぐるみで側溝や河川の定期的清掃を行う。 ②川や湖にごみを捨てないようにさせる。

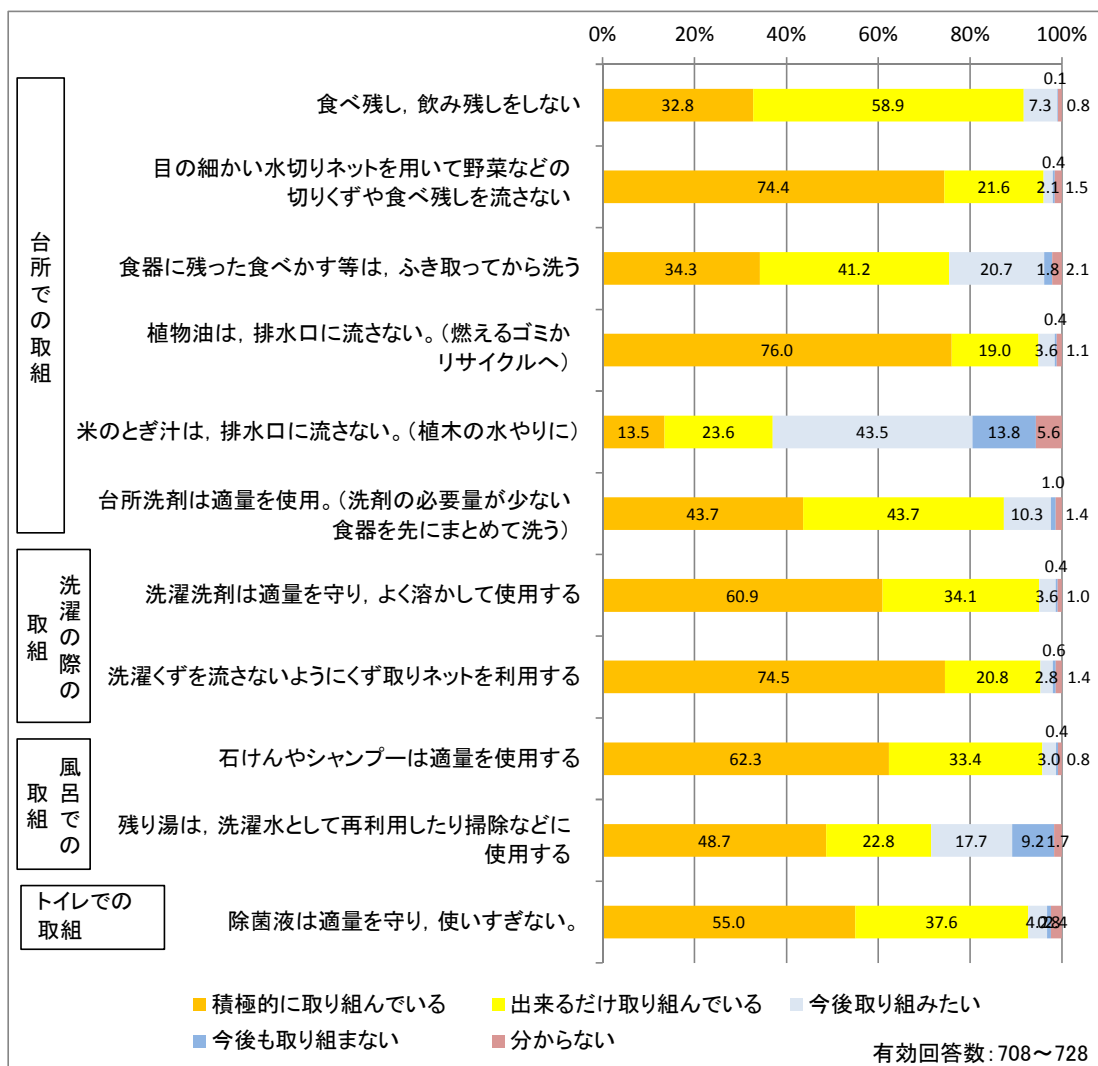
\* ディスポージャー：家庭用生ごみ粉碎機のこと。流し台の下の排水管に取り付けて、生ごみを機械で粉碎して水と一緒に流す。家庭内でごみの減量化ができるが、ごみ分別の習慣がなくなってしまうという反対論や、下水管が詰まったり、下水処理への負担がかかるというので、自粛を訴えたり、規制する自治体もある。

### 7-1-1 家庭でできる発生源対策

これまでの活動により、多くの家庭が生活排水対策に係る行動を実践していますが、表7-1に示す事項を全家庭が実施することを目指した啓発活動を行っていきます。

平成25年度に市民に対して「生活排水からの排水負荷を減らす取り組みの状況」についてアンケートしたところ、「植物油は、排水口に流さない。(燃えるゴミかリサイクルへ)」、「洗濯くずを流さないようにくず取りネットを利用する」、「目の細かい水切りネットを用いて野菜などの切りくずや食べ残しを流さない」で「積極的に取り組んでいる」など、汚濁物質を排水溝に直接流さない取り組みは多く行われている結果となりました。

「米のとぎ汁は、排水口に流さない。(植木の水やりに)」、「食べ残し、飲み残しをしない」、「食器に残った食べかす等は、ふき取ってから洗う」などについては取り組みの割合が低い結果となりました。





## 7-1-2 啓発活動の基本方針

生活排水に係る排出負荷を削減するためには、発生源である家庭における実践活動の推進が極めて重要であり、それには、地域住民と行政が有機的に連携した取組が必要です。

そのため、生活排水対策の牽引的役割を担う「土浦市家庭排水浄化推進協議会」の活動の充実化を図るとともに、環境基本計画推進協議会や各地区の市民委員会環境部等との協力体制を構築し、地域特性などに応じたきめ細やかな活動を展開していきます。

また、家庭における実践活動による効果の効率を上げるためには、多くの市民が河川や霞ヶ浦をより身近に感じ、水質浄化意識の向上が重要であるため、県、市、市民団体が行っている催し物や環境学習、自然観察会などのイベントについても積極的に情報発信し、市民の参加率・認知率を向上させます。

## 7-2 発生源対策

### 7-2-1 啓発実践活動の推進

生活排水対策の推進は、個人や家庭における意識に依存する部分が大きく、この醸成が不可欠であり、その結果として実践活動に結びつくこととなります。

したがって、水質浄化への認識を深め、具体的な実践活動に結びつく取組を推進していきます。

#### (1) 啓発活動

啓発活動については、表7-2に示す内容を基本として、家庭での実践活動の普及、生活排水処理施設の整備に伴う水洗化の向上をはじめ、水質浄化意識の醸成を図るべく、積極的に実施します。また、新しい技術の開発や参考となる情報等については、費用対効果を含めた多角的な検討を行い、その結果を踏まえたくうえで積極的に取り組んでいきます。

表7-2 今後実施する啓発活動

項目	内容等
①実践活動資材の配布	台所で利用する生活排水対策資材を配布するとともに、アクリルタワシの配布や簡単な作り方を伝える。
②情報の提供	生活排水対策の必要性や実践活動の内容、必要とされるデータなどについて、広く市民の理解と協力を得るため、下記のような広報活動を通じた情報提供を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市広報紙や市 HP によるPR</li> <li>・ パンフレット・チラシ類の配布</li> </ul>
③廃食用油回収事業	廃食用油を回収し直接の汚濁を防ぐとともに、台所排水に対する意識の醸成を図る。
④啓発資材の配布	冊子、副読本、チラシ等の配布を行う。
⑤多彩な啓発活動の推進	市、市民団体等による行催事・イベント等に積極的に参加出展し、啓発物品や実践活動資材の配布、パネル展示などを通じて、市民の意識の醸成を図る啓発活動を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費生活展などの行催事への出展参加</li> <li>・ 水質浄化キャンペーン等での街頭活動</li> <li>・ 他の団体による行催事への出展参加</li> <li>・ PTA など多くの団体へのアプローチ</li> <li>・ 効果的な啓発活動の検討</li> <li>・ 出前講座によるPR</li> </ul>

## あなたにも出来る“生活排水”を減らすコツ！

私たちの毎日の生活で、必ず**水**は使われています。台所、洗濯、お風呂、トイレ・・・など。それらの水は、最後に生活排水として近くの川や湖に流れ、汚れの**大きな原因**となっています。しかし、皆さんの**ちょっとしたひと工夫**で生活排水を減らすことができることを知っていますか？

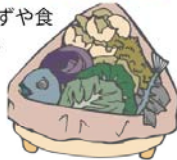
### 1. 食事・飲み物



食事は必要な分だけ作り、飲み物も飲み切れる分だけ注ぎ、残さないようにしましょう！

### 2. 調理くず・食べ残し

野菜の切りくずや食べ残しなどは、目の細かい水切りネットをつけた三角コーナーへ。



### 3. 食器洗い



食器の残った食べカスや調味料・油などは、拭き取ってから洗いましょう！

## 台所 で出来ること

### 4. 食用油



油は絶対に流さないで！残った油は、炒め物に使ったりして、捨てない工夫を！捨てる時は、ペットボトルに入れて廃油回収（リサイクル）へ。固めるか紙に吸わせれば、燃やせるごみにも出せます。

### 5. 米のとぎ汁

栄養分たっぷりの米のとぎ汁は、植木や庭に再利用しましょう！よい肥料で植木も大喜び😊



### 6. 台所用洗剤



適量を守りましょう！アクリルタワシなど洗剤の量が少なくてすむものを使いまとめ洗いを心がけましょう！



### 7. 洗剤

計量スプーンを使って適量を守りよく溶かして使いましょう！

## 洗濯 で出来ること



### 8. 洗濯くず

くず取りネットを利用して、糸くずなどの細かいごみを流さないようにしましょう！



### 9. 石けん・シャンプー等

石けん・シャンプー等は適量を守りましょう！

## 風呂 で出来ること



### 10. 残り湯

洗濯水として再利用したり、掃除など有効に使いましょう！

## トイレ

で出来ること



### 11. 除菌液

適量を守り、使いすぎないようにしましょう！

## 7-2-2 教育・学習の推進

生活排水対策を実践に結びつけることとともに、次世代へつなぐことも含め、表7-3に示すように、水に関する環境教育・学習に積極的に取り組んでいきます。また、具体的なメニューについては、逐次検討し、より効果的な方策を検討します。なお、学習や教育の推進にあたっては、生活排水対策に限るものではなく、霞ヶ浦を含めた水環境全般に及ぶものなどを取り入れ、幅広い視点と具体的な実践活動を視野に入れたものとしします。

水環境教育・学習の実施にあたっては、平成17年に開設された「茨城県霞ヶ浦環境科学センター」との連携や施設の積極的な活用を図るとともに、国の環境カウンセラー\*制度や県の環境アドバイザー制度\*等の利用、市民団体との連携や協力により、専門的な内容から市民生活サイドでの実践まで含む幅広いメニューを展開します。

表7-3 水環境教育・学習

項目	内容等	対象
体験型学習	霞ヶ浦や河川の水質調査などの体験型学習を通して、水に関する関心を深めることにより、生活排水対策を含めた浄化意識の醸成を図る。 また、同様の活動は、市民団体や国・県等も実施していることから、これらとの連携・協力関係を強化する。	小中学生 一般市民
出前講座 市主催講座	従来の出前講座メニューや実施内容を充実させ、より多くの市民に生活排水対策の重要性を訴える。 さらには、能動的方策として、市の主催による環境教室等を検討し、知識と体験がドッキングした「生活排水対策講座」類の開催を実施する。	一般市民
その他	市自らが学ぶ必要もあることから、生活排水対策に関する調査研究を、他の団体と連携して行う。 また、直接河川や湖に触れ体感することで水環境の重要性を認識することを目的に、霞ヶ浦湖上セミナーを積極的に実施する。	市民団体 研究者・活動家 国・県

\* 環境カウンセラー：市民や事業者などに対して、環境保全活動の推進のために、助言などの支援ができる人材として登録された人。市民や市民団体などからの環境問題、環境保全活動、組織運営などに関する相談、助言、環境学習講座の講師、環境関連事業などの企画・運営を助言する「市民部門」と、事業者からの環境保全の具体的な対策、環境活動評価プログラムなどに関する相談・助言をする「事業者部門」という2つの登録部門が設置されている。

\* 環境アドバイザー制度：学校や公民館の環境講座、自治会や住民団体などが実施する環境学習会・観察会などに、茨城県から環境アドバイザーを講師として派遣する制度。環境保全に関する知識の普及を図るなど、地域での環境学習活動を推進することを目的としている。

### 7-2-3 現況の適切な把握

#### (1) 水質調査

実践活動による水質改善効果を把握するとともに、水質の状況を監視するため、水路・河川及び霞ヶ浦等の公共用水域の水質調査を実施します。

#### (2) 市民調査

実践活動の実施状況や市民の意識状況を把握し、より効果的かつ実践的な取組方法を研究するため、生活排水対策に取り組む市民団体等と協力して、行催事等の機会を利用し市民調査を実施します。

## 7-3 発生源対策に係る推進体制の充実

生活排水対策を推進するためには、行政等による生活排水施設整備の推進とともに、家庭における実践活動の促進を図るための啓発活動の推進が重要です。

そのため、家庭排水浄化推進協議会を中心に、市民と行政の協働による取組を進めます。また、研修や講演会等を開催し、必要とされる知識習得やスキルアップを図り、地域におけるリーダー的な存在となる人材の発掘・育成に努めます。

#### (1) 組織的活動の強化

家庭排水浄化推進協議会を生活排水対策推進母体である地域協議会として位置づけ、組織の充実強化を図るとともに、活動の活性化や改善に取り組みます。さらには、環境基本計画推進協議会、さわやか環境推進員などとの連携を図り、組織的な取組により地域や生活に密着した生活排水対策の推進とともに、家庭での取組の定着化を図ります。

#### (2) 人材の育成

生活排水対策を効果的に推進するため、研修会や講演会あるいは出前講座などを積極的に実施し、知識の習得やスキルアップなど人材育成を図ります。

### （３）広域的取組の推進

湖沼や河川は複数の自治体にまたがり、しかも水系の中で連続していることから、生活排水対策は流域自治体の共通課題であり、水環境保全を推進するためには流域自治体の連携が不可欠です。したがって、霞ヶ浦問題協議会を核とした広域的取組を推進するとともに、共通する河川における自治体間の連携を強化します。

### （４）他の団体との連携

市民団体等で活動の中で生活排水対策を進めている団体もあり、豊富な知識や経験、活動力を有していることから、市民団体等との連携を図り、民間の力や知恵を活かした協働での取組を推進します。

### （５）役割分担

生活排水対策を効果的に推進し実効性のあるものにするためには、市、市民等との役割分担を明確にし、相互理解・相互協力に基づいた協働での取組が必要です。

市民、市が取り組むことについては、第二期環境基本計画の基本目標「生活環境」に定めたものを基本とし、本計画ではそれを補完するものを表7-4に示します。

表7-4 生活排水対策推進のための役割分担

主体の区分	取り組む内容
市 民	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 家庭における発生源対策(表7-1)を着実に実行する。</li> <li>② 水質浄化活動、水環境教育・学習に積極的に参加する。</li> <li>③ 身近な環境保全活動に積極的に参加する。</li> </ul>
市民団体等	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 市との協働により生活排水対策を推進する。</li> <li>② 自らの方針により生活排水対策を含む水環境保全活動に取り組む。</li> </ul>
市（行政）	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 生活排水処理施設の整備を推進する。</li> <li>② 生活排水対策の推進に必要な情報を積極的に提供する。</li> <li>③ 有効な方策や先進的な取り組みを研究する。</li> <li>④ 国・県その他関係機関や市民団体等との連携を強化する。</li> <li>⑤ 啓発活動や水環境教育・学習の取り組みを積極的に推進する。</li> </ul>

## 第8章 計画の推進体制

### 8-1 計画の進行管理

当計画は、環境基本計画の生活排水対策に関する実践的な計画である側面も併せ持つことから、環境基本計画の進行管理システムのなかで進行管理を着実に実施します。

計画及び施策の実施状況は、庁内の横断的な計画の推進組織である「環境政策推進会議」において定期的に把握・調査します。調査結果は、「環境白書」に掲載することにより定期的な公表を行い、「環境計画進行管理委員会」による評価や「環境審議会」からの意見・提言をいただくことにより、継続的に内容を改善していきます。

### 8-2 関連部局間の連携

本計画を推進するにあたり、関係課との連携は不可欠であることから、今後も関係各課との情報の共有化を図るとともに、連携を強化し、環境保全に対する取組を実施します。

土浦市における関係課は次のとおりです。

なお、事業の変遷や国・県の動向に伴う大幅な状況の変化が生じた場合は、逐次、関係各課と協議し、可能な限り内容の整合を図るとともに、変更内容の開示を行うこととします。

環境保全課	本計画の総括、進行管理
下水道課	公共下水道に関すること
農村整備課	農業集落排水に関すること
環境衛生課	高度処理型浄化槽、し尿処理に関すること
道路課	道路側溝に関すること
消費生活センター	消費生活と水質浄化に関すること
政策企画課	市諸計画との整合に関すること

### 8-3 関係市町村等との連携

市内河川のいくつかは上流部が他の市町村に位置していることから、霞ヶ浦問題協議会を核とする広域的な連携を深め、より効果的、効率的な排出負荷削減方策を探り、実行することで、河川水質のみならず霞ヶ浦の水質浄化を目指します。